

意見募集への応募

1 意見の趣旨

肖像権・パブリシティ権の保護のために刑事罰を伴う法律を制定していただきたい。

2 パブリシティ権侵害の実態

パブリシティ権は、判例の積み重ねによって認められた権利であるが、タレント、プロダクションの許諾を受けないでタレントの氏名肖像を使用した海賊商品を刑事罰で取り締まるための法律はない。そのため、海賊商品が全国に氾濫し、一部の有名百貨店、有名書店においてさえ海賊商品が取り扱われている。東京の一部地域では、海賊商品販売業者が人目をはばかることもなく、堂々と営業活動を行っている。

このように海賊商品が堂々と販売されるという事態は、他の類似の法律によって保護される商品と比べると異常である。例えば、ブランド品であれば、商標法によって保護されており、アニメのキャラクター商品であれば著作権法によって保護されている。そのため、海賊商品を販売すれば警察の摘発を受けることになり、少なくとも有名百貨店、有名書店において堂々と販売されるということはありえない。

これらの海賊商品の横行により、タレント、プロダクションのパブリシティ権が蹂躪され、これを放置することはパブリシティ権の存立基盤の崩壊にもつながりかねない。また、これら海賊商品の市場は年間数十億円とも言われており、本来、氏名肖像の使用の対価としてタレント、プロダクションに帰属すべきものが海賊商品の業者の利益となっている。

3 民事手続による限界と刑事罰の必要性

現状の海賊商品の横行状況に鑑みると民事手続による取り組みだけでは限界があり、刑事罰を伴う立法化が不可欠である。民事手続による取り組みでは、海賊商品に対する強制執行が困難、訴訟手続に要するコストに比して損害賠償額が低廉などの問題点があり、現状のような海賊商品の横行を許す結果となっている。パブリシティ権侵害の根絶のためには、刑事罰を伴う立法のもと、警察による取締が必要である。

2003.10.30

NPO肖像パブリシティ権擁護監視機構

理事長 相沢 正久